

## 「総合福利厚生代行事業業務委託」受託候補者特定に係る実施要領

(趣旨)

第1条 「総合福利厚生代行事業業務委託」の受託候補者をプロポーザル方式により特定する場合の手続き等については、横浜市職員共済組合委託に関するプロポーザル実施取扱要綱（以下「実施要綱」という。）に定めがあるもののほか、この実施要領に定めるものとする。

(実施の公表)

第2条 実施の公表にあたっては、実施要領、提案書作成要領、提案書評価基準及び業務説明資料により、次の各号に掲げる事項について明示するものとする。

- (1) 当該事業の概要・基本計画等
- (2) プロポーザルの手続き
- (3) プロポーザルの作成書式及び記載上の留意事項
- (4) 評価委員会及び評価に関する事項
- (5) その他必要と認める事項

(提案書の内容)

第3条 提案書は、次の各号に掲げる事項について作成するものとし、様式などは別に定める。

- (1) 業務実績
- (2) 当該業務の実施方針
- (3) 当該業務に関する具体的な提案
- (4) その他当該業務に必要な事項

(評価)

第4条 プロポーザルを特定するための評価事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 業務実績等
  - (2) 業務実施方針の妥当性・実現性等
  - (3) 提案内容の妥当性・実現性等
  - (4) その他、当該業務に対する意欲等
- 2 プロポーザルの評価にあたって、提案者にヒアリングを行うものとする。
- 3 提案書の内容及びヒアリング結果を基に、当該業務に最も適した者を特定する。
- 4 提案者が1者の場合も評価を行い、評価の結果が6割以上で特定する。
- 5 提案者が2者以上で評価が同点となった場合は、評価委員会委員長によるくじ引きで順位を決定する。
- 6 特定、非特定に関わらず、各々の提案者の評価結果については、その提案者に通知する。

(プロポーザル評価委員会)

第5条 評価委員会は、次の各号に定める事項について、その業務を行う。

- (1) 提案書の評価
- (2) 評価の着眼点、評価項目及びそのウエイト並びに評価基準の確認
- (3) 評価の集計及び報告

#### (4) ヒアリング

2 委員に委員長及び副委員長を置き、次のとおりとする。

委員長	職員共済組合事務局長
副委員長	横浜市労働組合連盟書記長
委員	総務局職員健康課長
	職員共済組合職員共済課長
	横浜市従業員労働組合書記長
	自治労横浜市従業員労働組合書記長
	横浜交通労働組合書記長
	横浜水道労働組合書記長
	横浜市立大学病院労働組合中央副執行委員長

3 委員長に事故等があり、欠けたときには、副委員長がその職務を代理する。また、本条第2項の委員が出席できない場合、別の者にその職務を委任状をもって委任することができる。

4 評価委員会は、委員の5分の4以上の出席がなければ開くことができない。

5 委員長は、評価結果を横浜市職員共済組合入札参加資格審査・指名業者選定委員会（以下「選定委員会」という。）に報告するものとする。

#### （評価結果の審査）

第6条 選定委員会は、評価委員会から評価結果の報告があったときは、選定委員会において、次の事項について審査する。

- (1) 評価委員の採点が適正に行われたこと
- (2) 評価委員会の審議及び採点の集計等が適正に行われたこと
- (3) 評価結果に関し、必須事項以外に公表する事項の選定
- (4) 特定、非特定結果通知書に記載する理由
- (5) その他必要な事項

#### 附 則

この要領は、令和6年5月24日から施行する。